

# 武蔵野市不登校対策検討委員会 報告書

平成 31 (2019) 年 3 月



## はじめに

近年、国や東京都において不登校児童生徒数は増加傾向にあり、平成 29 年度の調査によると、本市における不登校児童生徒数は小中学校合計で 101 人となっており、増加傾向を示しています。

平成 29 年 2 月には、不登校児童生徒に対する教育機会の確保を総合的に推進することを目的として、いわゆる「教育機会確保法」（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）が施行されました。不登校の原因は多様化、複合化しており、法の趣旨を踏まえ、学校・家庭・関係機関がより連携して対応する必要が高まっています。

本市においては、安心と魅力ある学校づくりをはじめ、学校における早期対応や関係機関と連携した組織的な対応、チャレンジルームの運営などさまざまな取り組みが行われてきました。

本委員会においては、本市の不登校対策のこれまでの取り組みを整理し、近年の不登校に関する状況も踏まえたうえで、今後の対策をまとめましたので、ここに報告いたします。

武蔵野市不登校対策検討委員会

# 目次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1章 不登校に関する国・都・市の取り組みの経過</b> . . . . .                   | <b>1</b>  |
| 1 国（文部科学省）における取り組みの経過 . . . . .                             | 1         |
| 2 東京都教育委員会における取り組みの経過 . . . . .                             | 2         |
| 3 市教育委員会における取り組みの経過 . . . . .                               | 2         |
| <br>  |           |
| <b>第2章 不登校児童生徒の実態</b> . . . . .                             | <b>3</b>  |
| 1 不登校児童生徒の実態 . . . . .                                      | 3         |
| 2 市独自調査より . . . . .   | 7         |
| <br>  |           |
| <b>第3章 不登校に関する取り組みの現状</b> . . . . .                         | <b>8</b>  |
| 1 学校における取り組みの状況 . . . . .                                   | 8         |
| 2 市教育委員会における取り組みの状況 . . . . .                               | 13        |
| 3 市の不登校に関連する施策の状況 . . . . .                                 | 14        |
| 4 民間の状況 . . . . .   | 15        |
| <br>  |           |
| <b>第4章 本市における今後の不登校対策</b> . . . . .                         | <b>16</b> |
| 1 基本的な考え方 . . . . .   | 16        |
| 2 安心と魅力のある学校づくり（未然防止） . . . . .                             | 16        |
| 3 早期発見・早期対応 . . . . .                                       | 17        |
| 4 不登校傾向及び不登校児童生徒・家庭への支援 . . . . .                           | 19        |
| 5 多様な学びの場づくりとネットワーク化（長期化への対応） . . . . .                     | 20        |
| <br>  |           |
| <b>資料編</b> . . . . .  | <b>24</b> |
| 1 武蔵野市不登校対策検討委員会設置要綱 . . . . .                              | 24        |
| 2 委員名簿 . . . . .  | 25        |
| 3 武蔵野市不登校対策検討委員会の開催状況 . . . . .                             | 25        |
| 4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）の概要 . . . . . | 26        |

# 第1章 不登校に関する国・都・市の取り組みの経過

## 1 国（文部科学省）における取り組みの経過

- (1) 平成 15 年 3 月報告「今後の不登校への対応の在り方について」（不登校問題に関する調査研究協力者会議）  
（別記）不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて  
（別添 1）教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）  
（別添 2）民間施設についてのガイドライン（試案）
- (2) 平成 17 年 7 月通知「不登校児童生徒が自宅において I T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」
- (3) 平成 26 年 7 月報告「不登校に関する実態調査～平成 18 年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～」（不登校生徒に関する追跡調査研究会）
- (4) 平成 28 年 7 月報告「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人ひとりの多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」（不登校に関する調査研究協力者会議）
- (5) 平成 28 年 9 月通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」
- (6) 平成 29 年 1 月報告「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」（教育相談等に関する調査研究協力者会議）
- (7) 平成 29 年 2 月報告「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり（フリースクール等に関する検討会議）」
- (8) 平成 29 年 2 月施行「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
- (9) 平成 29 年 3 月告示「新学習指導要領」第 1 章総則の中で、「特別な配慮を要する児童生徒への指導」として「不登校児童生徒への配慮」が記載された。
- (10) 平成 30 年 10 月通知「不登校児童生徒が自宅において I T 等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」

## 2 東京都教育委員会における取り組みの経過

- (1) 平成 28 年 2 月報告「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」
- (2) 平成 29 年 2 月報告「教育支援センター(適応指導教室)等充実方策検討委員会報告書」
- (3) 平成 30 年 12 月発行「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」

## 3 市教育委員会における取り組みの経過

- (1) 平成 17 年度に教育相談室、幼児教育相談室、ガイダンスルーム、帰国・外国人教育相談室を統合し、適応指導教室(チャレンジルーム)(以下、「チャレンジルーム」という。)を併設した教育支援センターを設置した。
- (2) 平成 17 年度に市独自に教育相談員(市派遣相談員)を小中学校に試行的に派遣したことを踏まえて、平成 18 年度から全小学校に、平成 19 年度から全中学校に派遣を本格実施した。
- (3) 平成 17 年度から東京都スクールカウンセラーが全中学校に配置された。また、平成 25 年度から全小学校に東京都スクールカウンセラーが配置された。これにより、市派遣相談員と東京都スクールカウンセラーが週 1 回ずつ(合計週 2 回)各学校に配置されることとなった。
- (4) 平成 22 年度に不登校支援の充実を図るためスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)を 1 名配置し、平成 28 年度から 2 名体制で全中学校に定期派遣を開始した。平成 29 年度から、小学校への訪問などを充実するために中学校への定期派遣の運用を見直した。
- (5) 平成 23 年度に東京都「学校と家庭の連携推進事業」による「家庭と子どもの支援員」の配置を小学校 1 校から開始した。平成 30 年度現在、小・中学校合わせて 10 校に拡充している。
- (6) 毎年、5 月連休明け及び夏休み明けの 9 月に、不登校の早期発見・早期対応を目的として、市独自の調査を行っている。その調査を基に市教育委員会担当者が学校訪問を行い、実態把握や支援方法の共有を図っている。

※市派遣相談員：市教育支援センターが市立各小中学校に週 1 回派遣している教育相談員(臨床心理士等の有資格者)。児童生徒・保護者・学校の相談支援を行う。

※東京都スクールカウンセラー：東京都教育委員会が公立各学校に週 1 回配置している教育相談員(臨床心理士等の有資格者)。

※スクールソーシャルワーカー：児童生徒の置かれている環境に働きかけて状態を改善するため、学校、家庭、関係機関などと連携して支援を行う社会福祉士等の専門職。

## 第2章 不登校児童生徒の実態

### 1 不登校児童生徒の実態

#### 不登校児童生徒の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由による者を除く）であり、連続又は断続して30日以上欠席した者をいう。

（文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）

#### 不登校傾向児童生徒の定義

本報告書においては、上記の不登校の定義に見られる要因により、欠席日数が30日未満の者、または遅刻・早退、保健室等別室登校などの登校渋りがみられる者をいう。

#### （1）不登校児童生徒数・出現率

本市の平成29年度の不登校児童生徒は101人（小学生40人、中学生61人）で、出現率（全児童生徒に占める不登校児童生徒の割合）は小学生0.71%、中学生3.28%といずれも増加傾向を示し、特に小学生では都平均・全国平均を上回っている（図表1）。児童生徒数の経年変化では平成25年度と比較して2倍近くに増加している（図表2）。

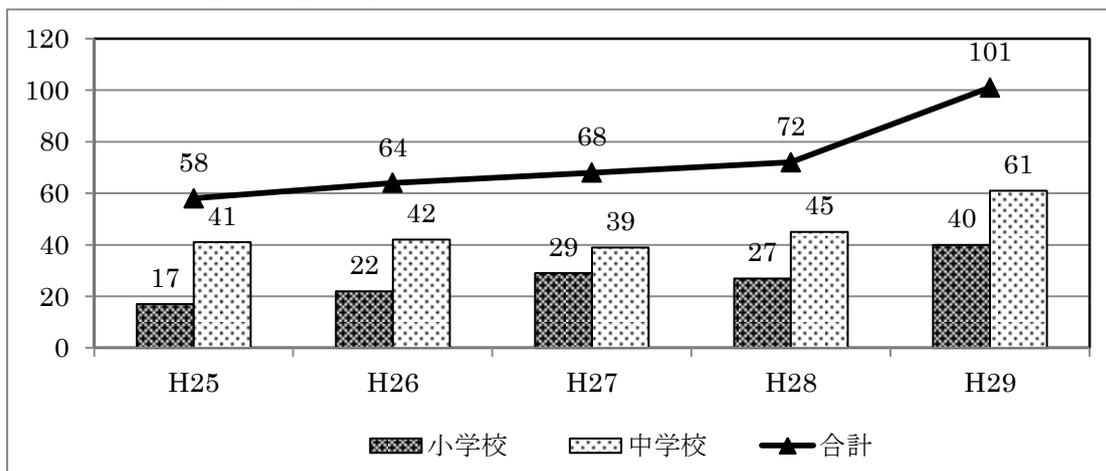
《図表1》平成29年度 不登校児童生徒数・出現率 （ ）は平成28年度

| 小学校       | 不登校児童数           | 出現率          | 学校復帰〔構成比〕     |
|-----------|------------------|--------------|---------------|
| 武蔵野市      | 40人（27人）         | 0.71%（0.49%） | 4人〔10.0%〕     |
| 東京都       | 3,226人（2,944人）   | 0.56%（0.52%） | 827人〔25.6%〕   |
| 国（国・公・私立） | 35,032人（31,151人） | 0.5%（0.5%）   | 8,746人〔25.0%〕 |

| 中学校       | 不登校生徒数             | 出現率          | 学校復帰〔構成比〕      |
|-----------|--------------------|--------------|----------------|
| 武蔵野市      | 61人（45人）           | 3.28%（2.48%） | 26人〔42.6%〕     |
| 東京都       | 8,762人（8,442人）     | 3.78%（3.60%） | 1,759人〔20.1%〕  |
| 国（国・公・私立） | 108,999人（103,247人） | 3.2%（3.0%）   | 27,687人〔25.4%〕 |

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より  
 ※出現率とは全児童生徒に占める不登校児童生徒の割合。

《図表2》不登校児童生徒数の推移（平成25～29年度）



## (2) 学年別の不登校児童生徒数の傾向

不登校児童生徒を学年別で見ると小学1年生から不登校が出現し、小学4年生から増え、さらに中学1年生から増加傾向を示している。全国的にも不登校は低年齢化の傾向を示しており、不登校対応も小学校からの取り組みが求められている。

《図表3》 学年別の不登校児童生徒数の推移（平成25～29年度）

| 年度  | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 | 中1 | 中2 | 中3 | 小合計 | 中合計 | 総計  |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| H25 | 0  | 1  | 4  | 2  | 6  | 4  | 13 | 13 | 15 | 17  | 41  | 58  |
| H26 | 2  | 1  | 4  | 3  | 6  | 6  | 9  | 12 | 21 | 22  | 42  | 64  |
| H27 | 1  | 1  | 3  | 10 | 4  | 10 | 9  | 12 | 18 | 29  | 39  | 68  |
| H28 | 5  | 0  | 1  | 4  | 13 | 4  | 11 | 19 | 15 | 27  | 45  | 72  |
| H29 | 1  | 3  | 0  | 10 | 8  | 18 | 14 | 24 | 23 | 40  | 61  | 101 |

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

## (3) 不登校児童生徒の欠席日数

不登校児童生徒のうち、90日以上の欠席者が小学校で67.5%、中学校で60.7%となった。全国的にも長期欠席者が増加傾向を示しており、いったん不登校になると対応が難しく長期化するため、不登校の初期段階からの対応が重要である。

《図表4》 平成29年度 欠席日数別 不登校児童生徒数 ( )は平成28年度

|     | 合計       | 欠席日数<br>30～89日 | 欠席日数90日以上 |           |        |
|-----|----------|----------------|-----------|-----------|--------|
|     |          |                | 出席日数11日以上 | 出席日数1～10日 | 出席日数0日 |
| 小学校 | 40 (27)  | 13 (11)        | 19 (12)   | 5 (0)     | 3 (4)  |
| 中学校 | 61 (45)  | 24 (24)        | 30 (21)   | 5 (0)     | 2 (0)  |
| 計   | 101 (72) | 37 (35)        | 49 (33)   | 10 (0)    | 5 (4)  |

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文科科学省）より

## (4) 長期欠席者の状況・内訳

長期欠席者調査において、欠席理由は「不登校」「病気」「経済的理由」「その他」で区分されている。「その他」には病気と不登校など欠席理由が重複するなど主たる要因が特定できない者が含まれている。また、病気も長期化した場合には不登校につながる場合もあることから、療養中の不安を解消し、円滑な学校復帰に向けた対応が求められる。本市では「その他」の割合が多く、不登校の実態の把握や対策の検討を行ううえで注意が必要である。

《図表5》 平成29年度 長期欠席者数の状況・内訳

|     |      | 不登校        | 病 気        | 経済的理由    | その他        | 計  |
|-----|------|------------|------------|----------|------------|----|
| 小学校 | 29年度 | 40 (53.3%) | 10 (13.3%) | 0 (0.0%) | 25 (33.3%) | 75 |
|     | 28年度 | 27 (46.6%) | 7 (12.1%)  | 0 (0.0%) | 24 (41.4%) | 58 |
| 中学校 | 29年度 | 61 (75.3%) | 12 (14.8%) | 0 (0.0%) | 8 (9.9%)   | 81 |
|     | 28年度 | 45 (86.5%) | 4 (7.7%)   | 0 (0.0%) | 3 (5.8%)   | 52 |

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

### (5) 不登校の要因

本人に係る要因では、「無気力」「不安」「人間関係」が多くなっている。環境に係る要因では、特に小学生で「家庭に係る状況」が多くなっている。不登校の要因は複合的に影響し合って特定することが難しいことや特段の要因がないなどの「該当なし」も多いことから、一人ひとりの実態についてケースごとに把握する必要がある。

《図表6》 平成29年度 不登校の主な要因

#### 【小学校】

単位：人

| 学校・家庭に係る要因<br>(複数回答可) | 回答<br>児童数     | 学校に係る状況     |            |            | 家庭に係る<br>状況 | 該当<br>なし   |
|-----------------------|---------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|
|                       |               | 友人<br>関係    | 学業<br>不振   | その他        |             |            |
| 本人に係る要因<br>(単一回答)     |               |             |            |            |             |            |
| 人間関係                  | 9<br>(22.5%)  | 6           | 0          | 3          | 0           | 0          |
| あそび・非行                | 0<br>(0%)     | 0           | 0          | 0          | 0           | 0          |
| 無気力                   | 15<br>(37.5%) | 0           | 4          | 0          | 6           | 5          |
| 不安                    | 12<br>(30.0%) | 4           | 1          | 1          | 3           | 3          |
| その他                   | 4<br>(10.0%)  | 0           | 0          | 0          | 3           | 1          |
| 児童数合計                 | 40            | 10<br>25.0% | 5<br>12.5% | 4<br>10.0% | 12<br>30.0% | 9<br>22.5% |

#### 【中学校】

単位：人

| 学校・家庭に係る要因<br>(複数回答可) | 回答<br>生徒数     | 学校に係る状況     |            |            | 家庭に係る<br>状況 | 該当<br>なし    |
|-----------------------|---------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|
|                       |               | 友人<br>関係    | 学業<br>不振   | その他        |             |             |
| 本人に係る要因<br>(単一回答)     |               |             |            |            |             |             |
| 人間関係                  | 11<br>(18.0%) | 10          | 0          | 1          | 0           | 0           |
| あそび・非行                | 3<br>(4.9%)   | 0           | 2          | 0          | 0           | 1           |
| 無気力                   | 18<br>(29.5%) | 2           | 3          | 0          | 1           | 12          |
| 不安                    | 19<br>(31.1%) | 3           | 4          | 5          | 1           | 7           |
| その他                   | 10<br>(16.4%) | 1           | 0          | 1          | 3           | 5           |
| 生徒数合計                 | 61            | 16<br>26.2% | 9<br>14.8% | 7<br>11.5% | 5<br>8.2%   | 25<br>41.0% |

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より

※複数回答を含むため合計数は一致しない。

### （６）不登校児童生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

- ①学校外の施設や機関で相談・指導を受けた児童生徒数は、小・中学校合わせて 44 人（前年度 27 人）で、不登校児童生徒に占める割合は 43.6%（前年度 37.5%）である。
- ②学校内の施設や機関で相談・指導等を受けた児童生徒は、小・中学校合わせて 56 人（前年度 44 人）で、不登校児童生徒に占める割合は 55.4%（前年度 61.1%）である。
- ③相談・指導を受けた学校外の機関については、小学校と中学校ともチャレンジルームが最も多く、小学校 42.5%、中学校が 23.0%であった。
- ④養護教諭による専門的な指導を受けた割合は、小・中学校合わせて 10.9%（前年度 20.8%）、スクールカウンセラーなどによる専門的な相談を受けた割合は小・中学校合わせて 51.5%（前年度 50.0%）となっている。

《図表 7》 不登校児童生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

| 項目                         | 小学校           |               | 中学校           |               |
|----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                            | 29 年度<br>40 人 | 28 年度<br>27 人 | 29 年度<br>61 人 | 28 年度<br>45 人 |
| ① チャレンジルーム（適応指導教室）         | 17(14)        | 8 (5)         | 14(11)        | 6 (3)         |
| ② 教育センター等の機関（適応指導教室を除く）    | 0 (0)         | 4 (3)         | 0 (0)         | 2 (1)         |
| ③ 児童相談所・福祉事務所              | 3 (1)         | 2 (2)         | 1 (0)         | 1 (0)         |
| ④ 保健所・精神福祉保健センター           | 0 (0)         | 0 (0)         | 0 (0)         | 0 (0)         |
| ⑤ 病院・診療所                   | 9 (5)         | 3 (2)         | 6 (3)         | 1 (1)         |
| ⑥ 民間団体・民間施設                | 4 (4)         | 3 (2)         | 0 (0)         | 1 (1)         |
| ⑦ 上記以外の施設                  | 0 (0)         | 0 (0)         | 0 (0)         | 0 (0)         |
| ⑧ 上記①～⑦の機関では相談・指導を受けていない   | 13(7)         | 10 (5)        | 44(23)        | 35(16)        |
| ⑨ 養護教諭による指導                | 10(6)         | 6 (5)         | 1 (0)         | 9 (5)         |
| ⑩ スクールカウンセラー、相談員等による相談     | 21(13)        | 15 (7)        | 31(20)        | 21(11)        |
| ⑪ 上記⑨～⑩では相談・指導を受けていない      | 16(11)        | 11 (8)        | 29(17)        | 17(7)         |
| ⑫ 上記①から⑦、⑨～⑩では相談・指導を受けていない | 0 (0)         | 2 (2)         | 10(3)         | 0 (0)         |

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より  
 ※複数回答あり。（ ）は 90 日以上欠席している者。

## 2 市独自調査より

市教育委員会では、不登校の早期発見と早期対応を目的として、毎年5月連休明けと9月夏休み明けの1週間の間に3日程度欠席した児童生徒を対象に「長期欠席傾向等児童生徒の実態把握調査」を行っている。この調査では、不登校や病気、その他の理由で欠席している状況を把握するとともに、教室で授業を受けられず別室で対応している場合も対象にしており、不登校の未然防止や早期対応に向けた取り組みに役立てている。

なお、この調査結果を踏まえ、市教育委員会では毎回4校の学校訪問を行い、児童生徒の実態や対応などについて意見交換を行っている。

《図表8》平成30年度 長期欠席傾向等児童生徒実態把握調査

※（ ）は別室登校

|     | 第Ⅰ期（5月連休明け） | 第Ⅱ期（9月夏休み明け） |
|-----|-------------|--------------|
| 小学校 | 14人（5人）     | 28人（8人）      |
| 中学校 | 38人（2人）     | 45人（5人）      |
| 計   | 52人（7人）     | 73人（13人）     |

## 第3章 不登校に関する取り組みの現状

### 1 学校における取り組みの状況

#### (1) 学校における未然防止の取り組み

##### ①安心と魅力のある学校づくり

学校においては、互いのよさを見つけ、違いを尊重し合って生活できるように「話し合い活動」「係活動」などを行っている。また、学年や学級が異なる児童生徒が協力して活動し、よりよい人間関係を形成する「異年齢集団による交流」を行っている。さらに、命を大切にする心や思いやりの心、正義感や倫理観などの規範意識を醸成するため、道徳教育を組織的・計画的に行っている。

##### ②分かる、楽しい授業づくり

不登校の要因の一つに学業の不振がある。各学校では、全国学力学習状況調査の分析結果を参考にしつつ、教育推進室の教育アドバイザーによる学校訪問や研修などを通じて、授業改善に取り組んでいる。習熟度別少人数指導、個別支援教室、放課後等学習支援教室、特別支援教室、中学校への接続を見据えた一部教科担任制の実施、セカンドスクールなどの体験活動などを通じて個々に応じた指導を行っている。

##### ③いじめ防止

市教育委員会では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成25年度から、いじめの根絶に向けて「武蔵野市いじめ防止基本方針」を作成するとともに、「武蔵野市いじめ問題関係者連絡会議」を年1回開催し、全市的な行動連携を図っている。

各学校では「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめや不登校も含めた学校生活に関するアンケートを実施して相談体制を整えるとともに、いじめ対策委員会を開催し組織的な対応を行っている。

東京都教育委員会が定めている「ふれあい月間」においては、各学校におけるいじめ、自殺、暴力行為などの問題行動、不登校の未然防止やその対応に係る取り組みの充実を図るため、市教育委員会は実践事例や各種資料などを配布して、学校の取り組みを支援している。

##### ④特別支援教育

発達に障害のある児童生徒への支援として、特別支援教室の運営、サポートスタッフの配置などを行っている。集団活動や学業などに適応できずに不登校の状態になっているケースも見られるため、さらなる支援策の検討が必要である。

##### ⑤キャリア教育

児童生徒自身の将来に向けた前向きな姿勢を高めることは、学ぶ意欲や自己肯定感を高め、不登校の防止につながる。学校においては、キャリア教育として、子どもたち一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、集団の中で果たすべき役割や責任を自覚するとともに、自分らしい生き方について考える学習を行っている。

## ⑥小学校入学、中学校進学への対応

市教育委員会では、平成 26 年に中学校「武蔵野ガイダンスプログラム」、平成 29 年に小学校「武蔵野スタートカリキュラム」を作成した。各学校は、児童生徒の理解を深め、学校生活への適応や集団づくりの参考としている。

また、特別支援教育の取り組みの一環として、幼稚園・保育園・家庭などにおける児童の様子や配慮事項などを記入した「就学支援シート」を小学校に送付し、円滑な接続を図っている。入学後は、「学校生活支援シート」を活用し、小学校から中学校への円滑な進学を図っている。

### 【参考 1】

#### 1 武蔵野スタートカリキュラム（小学校入門期指導資料）（平成 29 年 3 月）

小学校に入学した児童が、家庭や幼稚園・保育園などの遊びや生活を通して学びと育ちを基礎として、主体的に自分のよさを発揮し合い、楽しい学校生活を作り出していくためのカリキュラム。

#### 2 武蔵野ガイダンスプログラム（平成 26 年 3 月）

新入生相互の理解を促し、人間関係を深め、学年・学級集団への帰属意識を高めることで、学習活動や学校生活に充実を図るとともに、いじめや不登校などを未然に防止するために、中学校入学の時期に集中的に実施するプログラム。

## 【参考2】不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりの取り組み（小学校の事例）

### 1 分かる・楽しい授業づくり

- (1) 児童の実態をもとに個に応じた指導の実施
- (2) ICT機器の活用
- (3) 45分の授業のめあて（到達目標）の板書による明示
- (4) 中学校への接続を見据えた高学年の一部教科担任制の実施
- (5) 苦手意識をもちやすい算数で少人数指導の実施
- (6) 主体的・対話的な学びができるような授業改善に向けた校内研究の実施
- (7) 地域の学習材の活用
- (8) 個別支援教室における個別学習
- (9) 特別支援教室における指導の実施
- (10) セカンドスクール・プレセカンドスクールにおける体験学習・課題解決学習の充実

### 2 楽しい学級・学校づくり

- (1) 思いやりのあるあたたかい学級になるよう特別活動の充実
- (2) 学年・学級の絆を深める学校行事の実施
- (3) あいさつや正しい言葉遣いができるよう生活指導の充実
- (4) 30分間の中休みで友達と遊ぶ時間の確保
- (5) 市立図書館と連携した学校図書館の充実、読書環境の整備
- (6) 高齢者や障害者との交流を通して他者理解の促進
- (7) 学年園を活用した栽培活動の充実
- (8) 集団の中での自己有用感を育成する当番・係・委員会活動の実施

### 3 心の安定のための相談体制の充実

- (1) 学級担任が休み時間に一緒に遊び、カウンセリングマインドでの児童との心の交流
- (2) 心身の不調に対応できる保健室の充実
- (3) 市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーとの相談時間の確保

上記の各項目について、市教育委員会が作成した「武蔵野スタートカリキュラム」も参考にして実践している。

### 【参考3】 不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりの取り組み（中学校の事例）

#### 1 未然防止の取り組み

- (1) 行動観察（学級担任、学年教諭、養護教諭、市派遣相談員、東京都スクールカウンセラー）
- (2) 市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーによる行動観察、全員面談（1年）、希望面談（2年・3年）
- (3) 特別支援教育専門家スタッフによる行動観察、学級担任との連携（年間6回）
- (4) いじめアンケート（年間3回）
- (5) 生活指導部会（SSW同席）における事例報告や対応策の検討

#### 2 未然防止に役立つと考えられる教育活動

- (1) 分かる授業～学習のつまずきへの対応
  - ①授業改善
    - ・ICT機器の活用
    - ・プリント教材の活用
    - ・チームティーチング（TT）による学習支援
    - ・特別な支援の必要な生徒への対応
  - ②放課後、長期休業中の補充学習教室
    - ・学習支援員による学習支援
- (2) 人間関係への対応
  - ①道徳の時間、学活の時間、部活動、宿泊行事などの学校行事
  - ②学級担任だけでなく複数の教員や市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーなどチーム学校で対応
- (3) 自尊感情や自己肯定感の育成

### （2）学校における早期発見・早期対応の取り組み

#### ①学級担任を中心とした対応

各学校では不登校傾向の段階から学級担任を中心に面談、家庭への電話連絡、家庭訪問、保健室や教育相談室での支援などの対応を行っている。必要に応じて児童生徒との面談における市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーとの連携や、家庭訪問などにおけるSSWとの連携を行っている。

### 【参考4】 「ひと月当たりの欠席が3日になったら・・・」（小学校の事例）

- 1 その子どもに注意を払う。その子どもに個別にかかわるようにする。
- 2 声をかけ、様子を聞く。
- 3 3日目に欠席した日は、仮に保護者から連絡があっても、顔を見に放課後に訪れる。
- 4 家庭訪問が無理なときは、電話で必ず子どもと話をし、「待っているよ」と伝える。
- 5 欠席後の登校には「顔を見たかったよ」と声をかける。
- 6 管理職も実態を把握するために、全児童の出席確認表を校長室で保管する。

## ②市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーによる相談支援

市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーがそれぞれ週1回学校に派遣され、児童生徒、保護者、教員の相談支援を行っている。特に市派遣相談員は教育支援センター相談員を兼務しており、教育支援センター、SSW、チャレンジルーム、子ども家庭支援センターなど市が行う事業につなぐ役割も果たしている。

年1回、東京都スクールカウンセラーを中心に小学5年生と中学1年生の全員面談を実施するなど、相談しやすい雰囲気づくりを行い、いじめや不登校傾向などの早期発見に効果を上げている。全員面談の対象を小学6年生や中学2年生などに拡充している学校もある。

## ③組織的な対応

不登校の対応については、運営委員会、学年会、生活指導部会や特別支援教育校内委員会、日々の職員会議などで情報共有を図っている。関係機関との連携が必要な場合にはケース会議を開催し、アセスメントに基づき支援方針を確認している。

市派遣相談員・東京都スクールカウンセラー、SSWなど学校支援人材との連携や特別支援教育の専門家スタッフからの助言や校内研修などにより、校内での共通認識を深め、組織的に対応している。

校務分掌の中で教育相談担当が位置づけられているが、生活指導担当や特別支援教育コーディネーターとの役割分担や棲み分けが明確にされていない現状がある。特に不登校対策の推進役として校内のとりまとめやSSW、チャレンジルーム、子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携調整など役割を担うコーディネート機能の強化が求められる。

## ④個別の支援計画の作成

学校においては「不登校児童生徒個人票」や「不登校支援シート」を作成し、現状や支援方法について校内での共通理解を図っている事例が見られる。

特に中学校では、教科担任制であることから、シートの作成により、関係者が共通理解を深めることは重要である。小学校においては、学級担任が不登校児童に関わる時間を作る負担感が大きいことから、学校全体での取り組みが求められる。

市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーやSSWや関係機関との連携、小学校中学校間や中学校高等学校間等の引き継ぎを図るためにも、シートなどの活用は有効である。

## 2 市教育委員会における取り組みの状況

### (1) 不登校傾向児童生徒の実態把握

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を実施するとともに、早期発見と早期対応を図るため、市独自の「長期欠席傾向等児童生徒の実態把握調査」を5月連休明けと夏休み明けの9月初めに実施している。それに基づき市教育委員会担当者は学校を訪問し、不登校児童生徒への対応に関する意見交換を行っている。

市教育委員会では、生活指導担当者連絡会を開催し、不登校をはじめ学校生活での事案に関する取り組み事例を紹介し合うなど、各学校の取り組みを支援している。

### (2) 教育支援センターによる相談支援

教育支援センターでは、臨床心理士による教育相談を行っている。平成29年度の主訴別相談件数は、発達に関する相談が159件(34%)で最も多く、不登校に関する相談は57件(12%)であった。内訳は小学校26件、中学校23件、高校8件であった。

教育支援センターの教育相談員は、週1回の学校派遣相談員を兼ねており、市全体の取り組み状況などを把握して学校での相談を受けることから、他機関や教育支援センターへのつなぎなどの連携も取りやすくなっている。

### (3) スクールソーシャルワーカー（SSW）による相談支援

SSWは2名体制で担当エリアを定め、中学校の生活指導部会や支援会議などに定期的に出席して情報共有を行っている。小学校については、学校からの要請を受け随時訪問している。相談件数が増加していることや小学校への定期的な訪問、高校との円滑な接続などさらなる充実が望まれる。

《図表9》 SSWの相談件数の推移

| 件数  | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 43     | 47     | 42     | 40     | 120    |
| 中学校 | 52     | 68     | 83     | 208    | 241    |
| 合計  | 95     | 115    | 125    | 248    | 361    |

### (4) 「家庭と子どもの支援員」の配置

不登校など生活指導上の課題に対応するため、「家庭と子どもの支援員」を配置し、地域や学校の実態に即した効果的な取り組みを推進している（都の補助制度）。活動内容としては、学校からの要請に基づき、児童生徒のニーズに応じて、家庭訪問、別室登校支援、学級内支援などを行っている。不登校児童生徒とのマッチング、人材確保や時間数の増加及び質の向上などが課題である。

### (5) チャレンジルームによる指導支援

チャレンジルームは、小学4年生から中学3年生までを対象として、学校復帰に向け、基礎学力の定着、生活リズムの確立、コミュニケーションスキルの習得などを目標に、午前中は個別学習、午後は集団活動を行っている。将来の自立支援として、自己表現力の育成やキャリア教育に加えて、高校進学情報の提供、高校見学会への同行、面接や作文など進学に向けた指導も行っている。

チャレンジルームに通室する児童生徒が抱える課題は個人差が大きいことから、通室に際して、児童生徒や保護者からの聞き取りを行い、学校や教育支援センターと連携して不登校の要因や背景を踏まえた指導方針を立てている。

年3回保護者会を開催し、チャレンジルームの活動や児童生徒の状況などを紹介し、不登校に関する理解を深めている。

チャレンジルームは不登校児童生徒の市内唯一の学びの場であるが、不登校児童生徒の増加や低年齢化、長期化、ニーズの多様化などに対応する必要がある。

《図表 10》 チャレンジルーム登録者数の推移

|            | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校        | 11       | 14       | 13       | 13       | 13       |
| 中学校        | 21       | 21       | 13       | 15       | 19       |
| 合計         | 32       | 35       | 26       | 28       | 32       |
| 不登校者に占める割合 | 55.2%    | 54.7%    | 38.2%    | 38.9%    | 31.7%    |

## 3 市の不登校に関連する施策の状況

### (1) ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業（子ども家庭支援センター）

ひとり親家庭の子どもが抱える不安やストレスに配慮した学習・生活支援を行うことにより、学習習慣と基礎学力の定着を図るとともに、保護者の相談に応じることにより、生活の安定化を促進するため、「ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業」を実施している。利用者は家庭状況などを総合的に判断して決定している。

### (2) 若者サポート事業「みらいる」（児童青少年課）

家庭や学校での生活、学業、進路、就業、人との関わりなどにおいて悩みを抱え、不登校、無業、引きこもりなどの状況にある高校生世代の若者を主な対象としている。

同世代の若者と交流する中で自分自身と向き合える安心できる居場所を提供し、日常生活支援、学習支援、個別相談などを通じて、課題解決や希望する進路に向けて行動するためのサポートを行うことにより、社会参加や自立生活を促している。

### **(3) 引きこもり相談「それいゆ」(障害者福祉課)**

社会参加に向けた相談支援として、悩みを持つ若者とその家族を対象として、来所相談、訪問相談を行っている。フットサルや社会参加体験のワークショップや家族セミナー、講演会なども開催している。

### **(4) プレーパーク「子ども・若者支援事業」(児童青少年課)**

プレーパーク事業を通じて把握するに至った支援を要する青少年を対象として、相談体制の整備、関係機関との調整、居場所づくり事業を実施している。レクリエーションや夕食会を開催するとともに、子どもたちの状況に応じて、子ども家庭支援センター、教育支援センター、児童相談所、警察などと連携している。

## **4 民間の状況**

不登校児童生徒の中には、フリースクールなど民間施設を利用しているケースがある。各学校では保護者からの要望により、指導要録上の出席日としての取扱いやフリースクールへの通学定期券購入への支援などの対応を行っている。しかしながら、各学校や市教育委員会では、子どもへの指導内容などフリースクールの活動実態について十分には把握できていない現状がある。

## 第4章 本市における今後の不登校対策

### 1 基本的な考え方

- (1) 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることと認識したうえで、児童生徒一人ひとりが安心して生活できる学校づくりに取り組む。
- (2) 不登校にある児童生徒に共感的理解と受容の姿勢を持つことにより、本人の自己肯定感を高め、自ら将来的な進路を切り拓く力を身につけることができるように取り組む。
- (3) 不登校の要因や背景は多様化・複雑化しており、一人ひとりの気持ちに寄り添い、福祉分野や子ども分野など関係機関と連携して、柔軟で多様な視点を持って取り組む。

### 2 安心と魅力のある学校づくり（未然防止）

不登校対策では、新たな不登校を発生させない取り組みが重要である。不登校はどの児童生徒にも起こり得ることであるとの認識のもと、すべての児童生徒にとって安心と魅力のある学校づくりに努める。また、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校との円滑な接続についても取り組みを進める。

#### (1) 一人ひとりを大切にする学校づくり

「特別な教科 道徳」の授業、話し合い活動、係活動、異年齢集団による交流、セカンドスクールなど特別活動、特色ある教育活動、学校行事などを通じて、互いのよさを見つけ、違いを尊重し合い、命を大切にする心や思いやりのある心を育てる取り組みや児童生徒が楽しく安心でき充実感を感じられる取り組みをより一層組織的・計画的に進めることにより、一人ひとりの自己肯定感を高める。

#### (2) 分かる授業による基礎的・基本的な知識・技能の定着

学力は社会的自立の基礎となる重要な要素である。習熟度別少人数指導や個別支援教室、放課後等学習支援教室、ティーチングアシスタント制度など引き続き実施することにより、基礎的・基本的な知識・技能や学習習慣の定着を図る。

#### (3) いじめ対策の推進

「武蔵野市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の掲示や「武蔵野市いじめ問題関係者連絡会議」の開催など引き続き全市的な行動連携を図る。

市教育委員会では、東京都教育委員会が定める「ふれあい月間」において、各学校のいじめ、自殺、暴力行為などの問題行動、不登校の未然防止や対応の充実を図るため、実践事例や各種資料などを配布して、学校の取り組みを支援する。

#### (4) 特別支援教育の推進

発達に障害のある児童生徒の不登校の未然防止については、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、持てる力を最大限に伸長する特別支援教育の視点から、サポートスタッフなど支援人材を配置する。また、平成 32 (2020) 年度に特別支援教室を市立全中学校に導入するほか、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について研究する。

#### (5) キャリア教育の実施

キャリア教育は、学校で学ぶことと自身の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付ける重要な教育である。今後も、児童生徒が、学校での学習をとおして、様々な経験を積むことができるよう、キャリア教育を実施する。

#### (6) 保幼小連携、小中連携の推進

子どもたちの自主性や自治能力を高めるとともに望ましい集団づくりを行うため、「武蔵野スタートカリキュラム (小学校)」「武蔵野ガイダンスプログラム (中学校)」について、市教育委員会は校長会や生活指導担当者連絡会など通じて継続的に各学校に周知する。

保育所・幼稚園・家庭での子どもの様子や配慮事項を小学校に伝え、小学校生活を円滑にスタートできるようにするため、市教育委員会は「就学支援シート」の周知に努める。

不登校傾向等児童が中学校進学を契機に学校復帰する例が見られる。中学校に安心して進学できるように、小学校で行ってきた一人ひとりの児童に応じた実践的な取り組み事例を中学校に引き継ぐことにより、中学校における不登校の未然防止に努める。

### 3 早期発見・早期対応

不登校は欠席日数が多くなるほど、学校復帰が遅れ、引きこもり状態になるなど対応が難しくなる。遅刻や早退、別室登校などの登校渋りが見られる不登校傾向の早い段階から状況を把握し、早期の対応が望まれる。

複雑な背景を抱える不登校児童生徒一人ひとりの実態を把握して適切な対応を行うには、学校だけでは難しく、心理職や福祉職などの学校支援人材との連携が必要である。専門職の強みを活かした「チーム学校」を推進するため、校内の取りまとめや支援人材との連絡・調整など組織的な対応が必要である。

#### (1) ケース会議の迅速な開催

各学校では学級担任や養護教諭を中心に毎日の遅刻や欠席状況を把握している。新たに欠席日数が連続 3 日に達した段階で、管理職・学級担任・市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーを中心にして、迅速にケース会議を開催する。欠席に至った経緯や本人や保護者の意向などを踏まえ、適切な対応を協議する。

## **(2) 市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーによる相談支援**

市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーによる週2回の教育相談や年1回の小学校5年生・中学校1年生を対象とした全員面談を実施することにより、いじめや友人関係、学業や進路、家庭問題など児童生徒の悩みを聞き、不登校傾向などを早期に発見し、学校全体での早期対応を行う。

不登校の要因では「家庭に係る状況」の割合も高いことから、各学校においては、児童生徒の欠席が概ね7日以上続いている場合は、市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーとの連携を図り、保護者面談に繋ぐよう努める。また、必要に応じてSSWや子ども家庭支援センター、医療機関と連携し、具体的な手だてや役割分担を協議する。

## **(3) 不登校対応のコーディネーター役の指名**

各学校において、副校長、生活指導担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーターなどが必要に応じて不登校対応を担っているが、不登校対応のコーディネーターの役割を担うことを明確にする。不登校対策の推進役として校内のとりまとめ、関係機関との連携調整などの役割を担うこととする。

### **【参考5】**

#### **1 不登校対応コーディネーター（平成28年2月 東京都教育委員会報告「不登校・中途退学対策検討委員会報告書」より）**

学校における不登校対応は、学級担任のみならず学校内の教職員が適切な役割分担の下、協力すると共に支援チームや関係機関との連携を図りながら行う必要がある。

管理職の方針・指示のもと、学級担任のサポート、校内支援体制の構築、関係機関との連絡調整などの役割を担うコーディネーター役の教員を各学校で指定しておくことが必要である。

#### **2 教育相談コーディネーター（平成29年1月 文部科学省報告「児童生徒の教育相談の充実について」より）**

学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関との連絡調整、ケース会議の開催等児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を「教育相談コーディネーター」として配置・指名し、教育相談コーディネーターを中心として教育相談体制を構築する必要がある。

## **(4) 校内会議における組織的な対応**

各学校においては、「生活指導部会」「支援会議」「特別支援教育校内委員会」などの会議で、必要に応じて、不登校の対応を協議している。管理職のリーダーシップのもと、これらの会議において、不登校対応を協議することを明確にする。市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーやSSWの参加を得て、不登校の要因や背景などの実態把握を行い、それぞれの役割を明確にした支援方針を検討する。

## **(5) 教員研修の実施**

初任者研修会や夏季研修会において、児童生徒の理解や保護者対応など教育相談研修を引き続き実施する。効果的な不登校対応のノウハウを蓄積することを目的として、不登校対応のコーディネーターを中心に、不登校の児童生徒の心情についての理解を深めるとともに、児童生徒が欠席した際の対応や福祉・医療機関に関する知識や連携方法について、実践的な研修を実施する。

## **(6) 不登校傾向児童生徒の全市的な把握**

文部科学省の全国調査とは別に実施する市独自の「長期欠席傾向等児童生徒の実態把握調査」は、早期発見・早期対応を目的として、病気等を含めた長期欠席理由や別室登校、フリースクール利用の状況など実態により即した内容で行っている。個々の児童生徒の不登校対応の基礎となるものであり、より実態を反映できるように調査の改善を図りつつ実施する。

調査結果をもとに、学校では市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーやS S Wと連携して、別室登校や登校渋り傾向の児童生徒との面談や家庭支援の機会をつくるなど早期対応を図る。市教育委員会担当者は、学校を訪問して、学校の取り組み状況や改善に向けた支援などについて学校と意見交換を行う。

市教育委員会では、生活指導担当者連絡会を開催し、調査の分析結果などを報告するとともに、不登校事案に関する取り組み事例を紹介するなど、各学校の取り組みを支援する。

# **4 不登校傾向及び不登校児童生徒・家庭への支援**

不登校傾向及び不登校児童生徒に対しては、学校復帰や社会的自立に向けて、学校をはじめ関係者が情報や支援方針の共有化を図り、児童生徒の心情に寄り添い、家庭と十分に連携をとりながら対応する必要がある。

## **(1) 個別の支援計画の作成と活用**

不登校児童生徒については、アセスメントや支援方針を校内や関係機関で共有するとともに、内容を検証し、次年度に引き継ぐことを目的として、各学校において個別の支援計画を作成することが望ましい。個別の支援計画は、小学校中学校間や中学校高等学校間の引き継ぎにも活用できるよう検討する。なお、支援内容の経過を効率的に蓄積し、教員や関係者の情報共有を図るため、校務パソコンで作成できるようにする。

市教育委員会は、学校に個別の支援計画の様式を紹介するとともに、計画の作成にあたり市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーやS S Wがアセスメントや関わり方の手立てについて助言するなどの支援を行う。

## **(2) スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充**

SSWは中学校の生活指導部会を中心に学校訪問を行い、情報共有を行っている。今後は、不登校の低年齢化への対応として、小学校へも定期的な訪問を行う。

不登校生徒の多くは都立チャレンジスクールや定時制高校、私立サポート校などに進学する。生活習慣や学習習慣など不安定な要因も残るため、中学校卒業後の一定期間もフォローアップ支援を行い、必要に応じて若者サポート事業（児童青少年課）などを紹介する。

上記のとおりSSWが対象とする年齢や役割を見直し、相談実績の推移や小中連携の枠組みにも配慮しつつ、切れ目のない支援を行うため全中学校区に1名配置を見据えて増員を検討する。

## **(3) 家庭と子どもの支援員の配置拡充**

「家庭と子どもの支援員」による不登校児童生徒の支援は、別室登校支援など毎日行う必要性が高いことから、学校からの要望に応じて、都の補助制度に上乘せした拡充配置を検討する。また、支援員の安定的な人員確保に向けて、組織体制を含めて検討を行う。

子ども家庭支援センターの「ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業」の実施状況を踏まえて、支援員が引きこもり傾向にある不登校児童生徒の家庭を訪問して、話し相手や学習支援などを行うことを検討する。

支援員は学生や地域人材が主となっているが、より適切な対応を図るため、都補助制度にあるスーパーバイザーを活用し、支援員への助言を行う。市派遣相談員・東京都スクールカウンセラーやSSWが助言を行うなど支援員の質の向上を図る体制を検討する。

## **(4) 家庭への支援**

保護者の孤立を防ぎ、学校復帰や将来的な見通しが持てるようにすることを目的として、チャレンジルームの登録者以外の保護者も対象に、支援情報の提供、保護者同士の意見交換の場づくり、卒業後の進路情報や支援内容（若者サポート事業など）の案内などを行うよう検討する。

# **5 多様な学びの場づくりとネットワーク化（長期化への対応）**

不登校状態が長期化している児童生徒への支援について、教育機会確保法の趣旨を踏まえて、チャレンジルームの運営やフリースクールとの連携などを進めるとともに、児童生徒の多様なニーズに応じた学び場のあり方について検討する必要がある。

## **(1) チャレンジルームの機能強化**

児童生徒の自己肯定感を高め、将来的な自立に向けた学ぶ場として、悩み相談、学習支援、生活・集団活動支援、学校復帰に向けての支援、在籍校と連携した進路相談などを引き続き実施する。

児童生徒、保護者、学校、教育支援センターの意見を踏まえて指導方針を作成し、チャレンジルーム指導員や在籍学校教員と共通理解を図りながら指導を行う。また、ICT機器を活用した指導や発達に障害ある児童生徒への指導スキル向上についても検討する。

## **(2) チャレンジルームの複数設置の検討**

不登校児童生徒の通所の利便性と安全性を考慮し、また、学年齢に配慮したより適切な指導方法が可能になるよう、チャレンジルームの複数箇所の設置など多様な学びの場のあり方について検討する。

複数箇所の設置を検討する際の留意点として、学校復帰を目指す児童生徒や長期の不登校状態からの改善を目指す児童生徒など多様なニーズに応えるために、指導内容や方法を含め柔軟な指導体制についての検討も必要である。

### **【参考6】東京都教育委員会「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書」において示されている適応指導教室の機能**

#### **1 社会的自立に向けた支援**

##### **(1) 居場所機能**

- ①児童生徒の心の休養を促しつつ、安心して過ごせるよう配慮
- ②フリースクールなど民間施設、団体の有効な取り組みについてノウハウを活用

##### **(2) 学習機能**

- ①個別の学習計画を作成し、目標や達成状況が分かるように支援
- ②学年、進度に応じた学習コンテンツが充実しているICT機器の活用

##### **(3) 社会への適応支援機能**

- ①自己表現力や社会性などを身につけるための多様な体験学習を実施

#### **2 保護者への支援**

- (1) 丁寧な相談対応により心身の安定を図る
- (2) 関係機関などと連携したアウトリーチ支援を強化

#### **3 フォローアップ支援**

- (1) 児童生徒が自ら選択した目標へ向かって進んだ後も安心して相談できる環境の整備

#### **4 引きこもり状態の改善**

- (1) 家庭訪問などアウトリーチ支援
- (2) 学校と連携し、早期に対応

#### **5 アセスメントの実施**

- (1) 初期段階で適切に実施
- (2) 支援計画を立て、組織的に共有

### **(3) 不登校特例校分教室の研究**

不登校児童生徒を対象に特別の教育課程を編成して教育を行う「不登校特例校」が全国に12校設置されている。都内で先進的に取り組まれている「不登校特例校分教室」の事例も注視し、多様な学びの場のあり方を検討する中で分教室の必要性について研究する。

### **(4) 民間施設（フリースクールなど）との連携強化**

各学校では、保護者からの要望に基づき、フリースクールからの活動報告を参考にして、児童生徒がフリースクールで指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いにしている。今後はSSWなどを通じてフリースクールの実態を把握し、学校とフリースクールとの連携について検討する。

民間事業者などが提供するICT教材による学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについて、国・都・他市の動向を注視し、実施内容や効果などを研究する。

不登校児童生徒一人ひとりのニーズに応じた学び場づくりのためには、民間との連携強化が必要になる。近隣の民間施設の協力を得て、不登校関係機関による情報交換を行うネットワーク会議の設置など連携のあり方について検討する。

### **(5) 市関連事業との連携の促進**

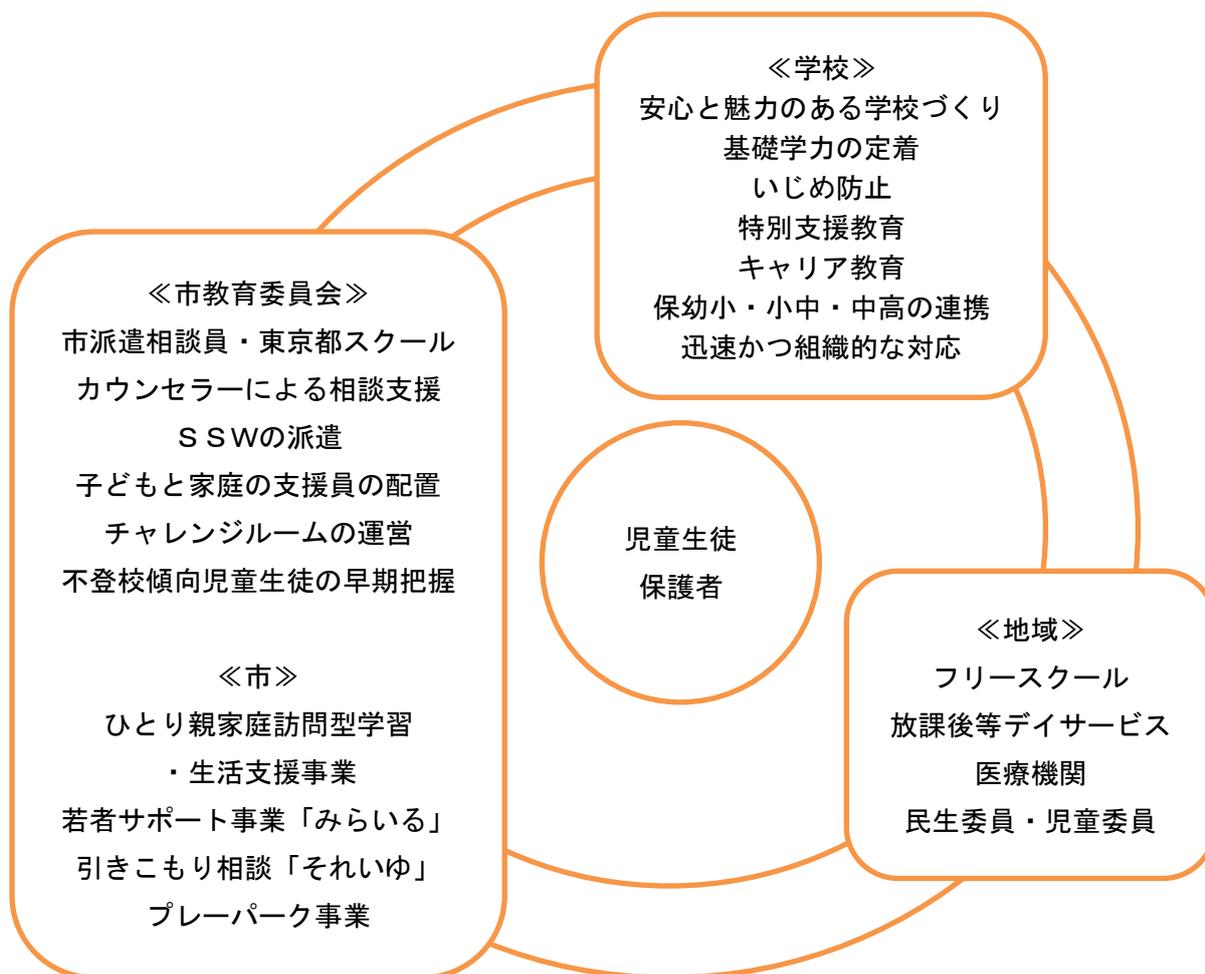
「ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業」は、不登校傾向及び不登校児童生徒の利用も想定されることから、個々の児童生徒に応じて、より効果的な支援ができるよう関係機関で連携する。

若者サポート事業「みらいる」については、義務教育終了後の高校生以降で不登校や引きこもりの状態になるとアプローチが難しくなり、義務教育段階からのつながりが求められる。現在、おおむね15歳から18歳を対象としているが、中学生からの支援について検討する。高校生からの利用については、チャレンジルームやSSWとの連携を図り、それぞれが関わってきた子どもたちに、必要に応じて事業の周知を図る。

引きこもり相談「それいゆ」は、引きこもり対策事業であるが、若者サポート事業と一体的に運営されている。今後も、引きこもり防止や社会的な自立に向け取り組みを進める。

プレーパーク事業は、一般利用施設であるが、不登校児童生徒の放課後の居場所としても貴重な場である。今後、学校やチャレンジルームとの連携のあり方について検討する。

《図表 11》 武蔵野市の不登校対策のイメージ



## 資料編

### 【資料1】武蔵野市不登校対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における不登校対策を総合的に検討するため、武蔵野市不登校対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会に報告する。

- (1) 小中学校における不登校の実態の把握に関する事。
- (2) 小中学校における不登校の未然防止に関する事。
- (3) 小中学校における不登校の児童及び生徒に対する支援に関する事。
- (4) 小中学校と関係機関との連携に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成し、武蔵野市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校の校長 各1名
- (2) 健康福祉部障害者福祉課長
- (3) 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
- (4) 子ども家庭部児童青少年課長
- (5) 教育部統括指導主事
- (6) 教育部指導課調査・研究担当専門嘱託員
- (7) 教育部教育支援課長
- (8) 教育部教育支援課教育支援センター長
- (9) 教育部教育支援課チャレンジルーム長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置の期間)

第6条 検討委員会の設置の期間は、第3条の規定による委嘱または任命の日から平成31年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育部教育支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

**【資料2】委員名簿（◎は委員長、○は副委員長）**

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 市立小学校校長             | ○榛原 紀子       |
| 市立中学校校長             | 刀根 武史        |
| 健康福祉部障害者福祉課長        | 真柳 雄飛        |
| 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長 | 小林 玲子        |
| 子ども家庭部児童青少年課長       | 原島 正臣        |
| 教育部統括指導主事           | 小澤 泰斗        |
| 教育部指導課調査・研究担当専門嘱託員  | 元木 靖則        |
| 教育部教育支援課長           | ◎牛込 秀明       |
| 教育部教育支援課教育支援センター長   | 大平 高司（事務局兼務） |
| 教育部教育支援課チャレンジルーム長   | 大町 洋         |

<事務局>

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 教育部教育支援課教育支援センター担当係長 | 柳田 智仁 |
|----------------------|-------|

**【資料3】武蔵野市不登校対策検討委員会の開催状況**

| 回 | 月日     | 検討内容  |
|---|--------|---|
| 1 | 5月28日  | 委員長・副委員長の選任、自己紹介、検討委員会の運営について<br>不登校児童生徒の実態について |
| 2 | 6月25日  | 不登校の未然防止について、早期発見早期対応について                       |
| 3 | 7月25日  | 不登校児童生徒の実態調査結果について、<br>不登校児童生徒の支援について           |
| 4 | 9月28日  | 不登校児童生徒の支援について、<br>多様な学びの場の確保について               |
| 5 | 11月6日  | 報告書骨子案について                                      |
| 6 | 12月20日 | 報告書案について  |
| 7 | 1月24日  | 報告書案について  |

## 【資料4】義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)の概要

### 一 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

#### 基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
  - 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
  - 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
  - 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
  - 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携
- 国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

### 二 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

### 三 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

### 四 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

構成員：(1) 都道府県の知事及び教育委員会、(2) 都道府県内の市町村長及び教育委員会、(3) 民間団体等

### 五 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

## 武蔵野市不登校対策検討委員会報告書

発行年月 平成 31 年 3 月  
編集・発行 武蔵野市不登校対策検討委員会事務局  
(武蔵野市教育委員会教育支援課教育支援センター)  
〒180-0001 東京都武蔵野市吉祥寺北町 4-11-37  
TEL0422-60-1899